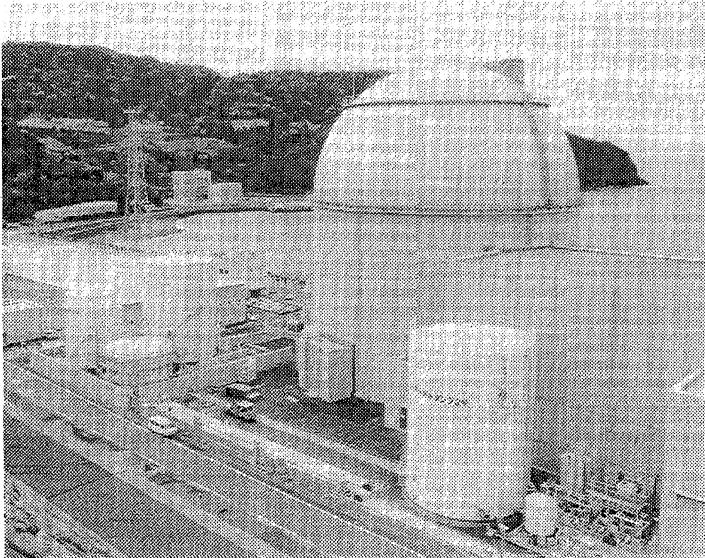


原発裁判の現在と行方



藤田一良弁護士

四国電力(株)伊方原子力発電所(愛媛県)



はじめに

一九八六年四月のソ連チェルノブイリ事故の真相や深刻な被害の実態が明らかになるにつれて、さらに脱原発に向かう世界の大勢は決定的となつた。ヨーロッパ各国は具体的にスケジュールを定めて、原発廃止の作業を開始した。一九七九年のストライブル島(TM-I)原発事故によつてすでに大きな打撃を受けていたアメリカでは、最近でも一九八八年にニューヨーク市郊外のロングアイランド島ショーハム原発が、事故時の避難計画をたてることができないという理由で州政府が介入し、運転停止・解体されることになつた。また今年の六月には、サクラメント市に近いランチヨセコ原発が、住民投票

票の結果運転停止に追い込まれた。原発の発祥の地アメリカでは、今や原発は過去の遺物となりつつある。

しかし、日本政府はこのような世界の動きにひとり逆行して、あくまでも推進の姿勢を崩していない。今年の五月にパリで開かれたIEA(国際エネルギー機関)の閣僚理事会でも、最近活発になつてきた石油・石炭の大量消費などを原因とする地球温暖化の危機をめぐる論議に便乗して、やはり将来の先進国のエネルギー源として原発をやめるべきではないという主張を積極的に展開し、チェルノブイリ事故のおそれしさを身近に実感したヨーロッパ諸国民の反発を受けた。このところ浜岡・福島・高浜・敦賀等の国内各地の原発で破滅的大事故を警告する事象がつぎつぎと起こり続いている

が、これらの実態や危機感が少しも国の方策に影響しない現状には、いだらだちを通り越して絶望的な思いを禁じ得ないものがある。

伊方行政訴訟および各地の反原発裁判

TMI原発に次いで発生したチエルノブイリ原発事故を経験して、原発が人類の生存と両立しない危険な存在であることを全世界の人びとが知るに至ったはるか以前の一九七三年八月に、愛媛県伊方町を中心とした附近住民三五名は、つとに原発の本質を見抜き、伊方原発の設置許可処分が憲法一三条・一四条・二五条等に違反するのみならず、原子炉規制法以下の規制の各法律に違反するものとして、数多くの点を具体的に指摘して松山地裁に「原子炉設置許可処分取消」の行政訴訟を提起した。「子供や孫たちの命を守るの年寄りのつとめじゃ」という最長老人パワーワーのこの裁判にかける心情がよく示されている。

原発は平常運転時にも絶えず放射性物質を環境に撒き散らすが、膨大な量の放射性毒物を内包するため、他産業施設と較べて格段に嚴重な安全規制がなされるこになつてゐる。安全確保の法規制としては、まず「原子力基本法」があり、これを承ける「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（規制法）」がある。

電力会社は、あらかじめ通産大臣（伊方裁判提訴当時は内閣総理大臣であった）の許可を得なければならず、通産大臣は申請があればその安全性を審査し、「原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物又は原子炉による災害の防止上支障がないものであること（前記規制法二四条一項）」という条件に適合していなければ許可してはならない（同法同条の二）ことになつてある。通産大臣は、右の許可に際しては「原子力安全委員会の意見を聴き、これを充分尊重してしなければならない（同法同条二項）」とされているが、実際の安全性の検討は、委員会から委嘱された「専門家」から形成される「安全審査会」がこれに当たることになつてある。この安全審査は、これが周辺住民のみならず広く公共の

安全に重大な影響があるので「軽水炉についての安全審査指針」や「軽水動力炉の非常用炉心冷却系の安全評価指針」、「原子炉立地審査指針及びその適用に関する判断のめやす」等々の「指針」や「めやす」を判断基準として審査し結論を出すことが要求されている。設置許可処分取消請求の行政訴訟は、当該許可処分がこれらの中の「指針」や「めやす」を中にして争われる所以である。

かつて、伊方の第一審判決の直後に東京大学の原田尚彦教授が、「原発裁判は科学裁判であるばかりでなく、未来（予測）裁判もある。同じ裁判でも現実の被害に対する事後救済を目的とした四大公害裁判などとは性格を異にする。……こうした未知の要素の多い未来裁判においては、裁判所は司法的謙譲のもとにその能力的限界を知り、ガリレオ裁判の愚をくり返すことを回避しなければならないであろう」という考え方とともに判決を論評されたことがあつた（朝日ジャーナル一九七八年五月二六）。

しかし、右に述べたように取消を求める行政訴訟は、決して事故が起

ころかどうかを予測する未来裁判ではなく、当該許可処分ないし安全審査が定められた多くの判断基準に適合してなされたかどうかの判断を裁判所に求めるものであり、また裁判所は生の科学技術上の専門的事項についての判断を迫られるのではないか。日本では「公聴会」も形骸的で、原発設置を直接左右する住民投票の制度もない。アメリカなどのように審査過程で住民が実質的に関与する道は鎖されている。このような法制度のもとで、安全性の確認が不充分なために大事故が発生したときの途方もない災害の大きさを考えると、住民たちにとって唯一可能な司法的手段による救済を担う裁判所の責務は重大であり、「司法的謙譲」という曖昧な逃げ口上で、安全性の確認の有無についての審理がなおざりにされて良いはずはない。

行政訴訟によらず、原発建設地附近住民が、また場合によつては全国各地の人びとが原告となつて、直接電力会社を被告にして「建設差止」の民事訴訟が提起されている。

「建設差止訴訟」は、いわゆる「人格権」や、人が健康で快適な生活を維持するためには必要な良好な環境を

享受し、これを確保しうる権利としての「環境権」などを根拠とする。原発が建設・運転されれば、事故発生の場合はもとより、平常運転時に

おいても生命・健康に重大な被害を及ぼす放射線被曝の危険があり、安全かつ平穏な環境が侵害されるので、前述の人格権および環境権に基づき住民たちがその予防措置として、原発建設・運転の事前差止めを裁判所に求めることは当然の権利である。

現在日本国内の裁判所で係争中の原発およびその関連施設をめぐる裁判の主なものは、表のとおりである。

1 原発設置許可処分取消訴訟の現状と差止訴訟の現状

これらの判決において、裁判所は被告の主張を容れて、安全審査の対象は「基本設計」ないし「基本的設計方針」にかかる安全性に関する事項であると判示し、これを前提として、ずさんな審査の具体的な内容についての厳密な検討をせず、審査の違法を見逃したのである。被告の説明によれば、「基本設計」とは電力会社の原発設置・運転の際の安全確保についての「基本的考え方」を意味するとのことであるが、たとえば「軽水炉についての安全設計に関する審査指針」を例にとってみても、「基本設計」の審査で足りるとはどこにも書かれておらず、そこでは原子炉全般や炉心設計・計測制御設備・圧力パウンダリー・工学的安全施設など原子炉の安全確保について設計上重要な各事項を具体的かつ厳密に確認すべきことを要求している。したがって、裁判所が恣意的に指針の定めを無視して、審査は「安全確保についての基本的考え方」の確認で足りるとして、その違反を見

いるといつてよい。しかし、安全審査の違法については、いずれの判決もこれを否定して、原告敗訴の判決を下したのである。

安全審査では前述した原子炉の工学的な面での安全確認だけでなく、「立地審査指針」で、設置場所の地盤・地質・地震等の災害との関連における立地条件、さらには事故発生に備えて一般公衆から原子炉が充分な離隔が保たれているかどうかが審査されなければならないとされている。立地条件が被害防止の最後の防壁であるという考え方である。

周辺住民からの離隔のための「ある距離」を算定するため「立地審査指針」は原子炉の事故を想定し、その場合に放出が計算される量との関連で敷地の広さが確保されなければならぬと定めている。想定されねばならない事故の最大のものは「重大事故を超えるような技術的見地から考えられない事故」と定義されている「仮想事故」である。

安全審査で想定されている仮想事故の最大のものは「炉心内での全燃料の溶融」しかも安全注入設備の炉心冷却効果を無視するという条件が加重されている。実際の安全審査では、しかし、この想定の下での事故

逃すことは許されず、このような解釈を前提とする判決の誤りは明白である。

安全審査では前述した原子炉の工学的な面での安全確認だけでなく、「立地審査指針」で、設置場所の地盤・地質・地震等の災害との関連における立地条件、さらには事故発生に備えて一般公衆から原子炉が充分な離隔が保たれているかどうかが審査されなければならないとされている。立地条件が被害防止の最後の防壁であるという考え方である。

周辺住民からの離隔のための「ある距離」を算定するため「立地審査指針」は原子炉の事故を想定し、その場合に放出が計算される量との関連で敷地の広さが確保されなければならぬと定めている。想定されねばならない事故の最大のものは「重大事故を超えるような技術的見地から考えられない事故」と定義されている「仮想事故」である。

安全審査で想定されている仮想事故の最大のものは「炉心内での全燃料の溶融」しかも安全注入設備の炉心冷却効果を無視するという条件が加重されている。実際の安全審査では、しかし、この想定の下での事故

が必然的にたどる経過をふまえた放射能の放出量を忠実に計算せず、でたらめな計算で、伊方の場合などは半径七〇〇メートル以内で許容基準値を満足させる荒唐無稽な結果に数字合わせをしているお粗末さである。そしてそれにもかかわらず、裁判所はこれについても原告らの主張を退けたのであった。

T M I 原発の炉心溶融事故では、伊方の「仮想事故」の放出量の十数倍にもあたる一七〇万ないし一九〇万キユリーが放出されたと公式機関が発表している。この数字が過小であるとの批判があるが、今や原告が主張したとおり「仮想事故」ではなく現実に起ころるものであり、放出量計算・災害評価も確保してある敷地の広さに合わせて適当に計算しておくことでは許されないこと、が事実を以て証明されたのである。チエルノブイリ原発事故では約六億キユリーの放出が推計されており、これまでの安全審査における「立地審査指針」の定めを無視した災害評価の違法がさらに明確となつた。

被告・国側は、「T M I 事故の原因は人為ミスであり、安全審査以後の運転管理上の問題であるから、事

故は安全審査・許可処分の適法性を左右するものではない」と主張し、裁判所もこれをそのまま肯定した。しかし、そもそも安全審査の基準である「指針」や「めやす」はもちろん、規制法二四条一項四号の「災害の防止上支障がない」の「災害」においても人為的要因を除くとはどこにも書いておらず、過去の災害の歴史からみても、人為的なものを除

訴訟の種類	対象原発・施設	提訴	現状			
			主年月	地裁	高裁	最高裁
①設置許可取消	伊方1号炉	住民団体	1973年8月	敗訴(1978年4月)	敗訴(1984年12月)	係争中
②同上	東海2号炉	住民団体	1973年10月	敗訴(1985年6月)	係争中	
③同上	福島2号炉	住民団体	1975年1月	敗訴(1984年7月)	係争中	
④同上	伊方2号炉	住民団体	1978年6月	係争中		
⑤同上	柏崎1号炉	住民団体	1979年7月	係争中		
⑥同上	日向発電施設	住民団体	1982年6月	敗訴(1987年12月)	係争中	
(7)設置許可無効確認	「もんじゅ」	住民団体	1985年9月	係争中		
(8)設置変更許可取消	「むつ」	住民有志	1989年2月	係争中		
(9)事業許可取消	下北発電施設	全国原告団	1989年(予定)	係争中		
(10)建設差止め	女川1号炉	住民団体	1981年12月	係争中		
(11)建設差止め	「もんじゅ」	住民団体	1985年9月	係争中		
(12)建設差止め	泊1号炉	全国原告団	1988年8月	係争中		
(13)建設差止め	能登原発	全国原告団	1988年12月	係争中		

く安全審査が無意味なことは常識である。とくに、「立地審査指針」における「仮想事故」の前述の定義を考えると、「人為ミス無関係論」は「抗弁」として何ら法的意味を持つものではないと断言できる。他の工学的安全性の多くの点においてはもとより、とくに「立地審査」の違法については疑問の余地なく決着がついているのである。

2

「原発建設差止」の民事訴訟

は、まだどこも裁判所の判断は下されていない。類似の火力発電所の建設差止には北海道の「伊達火力発電所建設差止事件」の一審判決がある(札幌地裁昭和五五年一〇月一四日判決)。

建設差止請求訴訟は行政訴訟のように異議申立ての前置や、出訴期間の制限の厳格さもない。表に示されているように、最近は取消行政訴訟よりも民事の差止訴訟の方が反原発裁判の主流になりつつある傾向がみられる。

ここには相次ぐ取消訴訟の原告敗訴判決をふまえて、出訴期間の制限をまぬがれて、できるだけ大勢の原告の参加を求め、裁判を運動全体の一環として位置づけようとする基本

姿勢をみることができる(能登原発差止訴訟では、まだ行政訴訟が可能な時点でも差止訴訟が選択された)。そしてその底流に、行政訴訟の審理や判決を通じての原発立地場所住民たちの裁判所不信と批判を感じるのは、筆者だけの思いであろうか。

「差止訴訟」においては、原告らに対する「権利侵害のおそれ」の挙証責任は原告らにあり、許可処分の適法性の立証責任が処分庁にある取消訴訟と較べて原告側の負担が大きいとされるが、近時学説上も原告の負担を軽減する理論が主流を占めている。前述の伊達火力発電所建設差止事件の判決でも、「原告らは当該施設の存在から……受忍限度を超える程度までの被害発生をもたらすおそれがあるのであろうと推認しうる事実を立証するをもって足りる」とされている。しかし原発事故の場合には、「受忍限度を超える程度の損害」があることは自明であるので、举証責任論の突破は容易であろう。

差止訴訟ではともすれば論争が原発一般の危険性の問題に偏りやすい危惧があるが、文書提出命令の活用で安全審査に提出した電力会社の詳細な資料の入手や、電力会社の安全

性立証義務を徹底的に追求して、当該原発に即した具体的な安全性欠陥についての十分な審理の遂行が期待される。

T M I 原発や Chernobyl 原発事故はもとより、最近の国内での原発の危機的事象の頻発は、差止訴訟においても原告勝訴の機が熟していることを物語るものである。

おわりに

国や電力会社に迎合・追随するばかりの裁判所の姿を見てきた原発裁判の原告たちの裁判所に対する不信の念は極めて大きいものがあることは率直に述べざるを得ない。しかし、国内においても原発大事故発生の危険は切迫しており、許可処分の違法性や、建設が差止められるべきである具体的な事実はますます明白となっている。原告らからみれば、欠如しているのは裁判所の司法の使命にかける熱き思いと勇気だけである。裁判所が公正な態度を貫くならば、必ず勝訴するとの原告たちの確信は、一度も揺らいだことはないのである。

(ふじた・かずよし)